

平成26年7月22日

山形市長 市川 昭男 様

山形市中心市街地活性化協議会

会 長 清 野 伸 昭

第2期山形市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書の提出について

中心市街地活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、第2期山形市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を別紙の通り提出いたします。

第2期山形市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

山形市は今回中心市街地の活性化に向け、『第2期山形市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「第2期基本計画」という。）』を策定しました。

消費者ニーズの多様化、少子高齢化や山形市郊外・近隣市の商業集積の進展、仙台市との都市間競争が激化するなか、第1期基本計画では、蔵や堰などの歴史的・文化的な資源や商業複合機能を図るべく、「山形まるごと館紅の蔵」「七日町御殿堰」「山形まなび館」の3拠点整備を行い、中心市街地のにぎわい創出に貢献いたしました。

地方都市における中心市街地は、人々が交流する街の顔としての役割は大きく、多くの観光客や市民が山形市中心市街地の訪れ、街なかを回遊・居住・参加する街づくり等、第2期基本計画にある3つの基本方針は、中心市街地の活性化を推進するためには不可欠です。

第2期基本計画については、市と協議会が数次にわたる協議・検討を重ねた上でまとめていただいたものであり、その内容に概ね同意するものであります。

ただし、第2期基本計画の遂行においては、下記の事項について特段の配慮をいただきたく意見を申し述べます。

記

1. 当該事業計画を実施するに当たり、内閣府をはじめ関係省庁及び関係機関・団体、民間事業者等との連絡を緊密にし、また、街づくりに携わる団体等の人材育成と事業の連携を図り、スムーズな事業の遂行を図るとともに、事業の進捗状況、成果等について報告を行うとともに事業内容の見直しや新たな事業の追加についても協議をお願いします。
2. 第1期基本計画に位置付けられたハード事業及びソフト事業の進捗は概ね実施され、一部では活性化が図られた。しかし、中心市街地全体の街なかの回遊性まではまだ至っていない。第2期基本計画の目標3項目に掲げられた回遊環境の創出を図り、商業の振興と滞留人口・交流人口の増加を図られるようお願いいたします。
3. 人口減少や高齢化社会の到来、大都市集中による地方都市の衰退、インターネットや大型郊外店による商環境の変化等を見極め、山形市全体また中心市街地の将来像を長期的・広域的な視点を加え検討することが重要と考えます。「山形らしさ」を特徴づける総合的なランドデザイン・戦略が必要であり、今後の計画策定にあたっては、市民・まちづくり団体・大学等を巻き込んだ検討の場も必要と考えます。